

## 4. 参考ウェブサイト

---

### 【感染症の発生に関する情報の収集】

感染対策においては、国や自治体等が公表する感染症発生動向等の情報も参考になります。

- 感染症全般
  - ・厚生労働省（感染症情報）：  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekka-ku-kansenshou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-ku-kansenshou/index.html)
  - ・国立感染症研究所：  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/>
- 感染症発生動向
  - ・厚生労働省「感染症発生動向調査について」：  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115283.html>
  - ・国立感染症研究所「感染症発生動向調査 週報（IDWR）」：  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>
- 感染症に関するQ & A
  - ・インフルエンザウイルス  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekka-ku-kansenshou01/qa.html>
  - ・ノロウイルス感染症（ノロウイルス）  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
  - ・腸管出血性大腸菌感染症  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177609.html>
  - ・レジオネラ症  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00393.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00393.html)

### 【手引き・啓発資料・リーフレット】

- ・厚生労働省「咳エチケット」：  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>
- ・厚生労働省「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」：  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekka-ku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

## 【新型コロナウイルス感染症に関する情報】

- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- ・厚生労働省「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)
- ・厚生労働省・経済産業省「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000653472.pdf>
- ・厚生労働省「三密」：  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishisetsu.html#h2\\_4](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishisetsu.html#h2_4)
- ・厚生労働省「「新しい生活様式」の実践例」：  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf>
- ・厚生労働省「送迎の時のそうだったのか！感染対策」  
[https://www.youtube.com/watch?v=KG3HSTxUuZ4&list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&index=14](https://www.youtube.com/watch?v=KG3HSTxUuZ4&list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&index=14)
- ・厚生労働省「介護老人福祉施設（特養）のためのそうだったのか！感染対策①（外からウイルスをもちこまないために）」  
[https://www.youtube.com/watch?v=\\_VIOVwULANw&list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&index=15](https://www.youtube.com/watch?v=_VIOVwULANw&list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&index=15)
- ・厚生労働省「介護老人福祉施設（特養）のためのそうだったのか！感染対策②（施設の中でウイルスを広めないために2）」  
[https://www.youtube.com/watch?v=kxSRp7UzAWs&list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&index=13](https://www.youtube.com/watch?v=kxSRp7UzAWs&list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&index=13)
- ・厚生労働省「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策①～③」  
①あなたが利用者宅にウイルスをもちこまないために②利用者となんたの間でウイルスのやりとりをしないために  
③あなたがウイルスをもちださないために  
[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc)
- ・厚生労働省「新型コロナワクチンについて」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)

・厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

(以下 HP 抜粋)

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価をとりまとめたことをうけ、これらの結果も含め、新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について、現在わかっていることをまとめました。

## 1. ウイルスを減らし感染予防をしましょう

新型コロナウイルスへの感染は、ウイルスを含む飛沫が口、鼻や眼などの粘膜に触れること、または、ウイルスがついた手指で口、鼻や眼の粘膜に触れることで起こります。

このため、飛沫を吸い込まないように人との距離を確保し、会話時にマスクを着用し、手指のウイルスは洗い流すことが大切です。さらに、身の回りのモノを消毒することで、手指につくウイルスを減らすことが期待できます。

現在、「消毒」や「除菌」の効果をうたう様々な製品が出回っていますが、目的にあった製品を、正しく選び、正しい方法で使用しましょう。

=====

### 【参考情報1 「消毒」と「除菌」について】

「消毒」は、菌やウイルスを無毒化することです。「薬機法」（※1）に基づき、厚生労働大臣が品質・有効性・安全性を確認した「医薬品・医薬部外品」の製品に記されています。

「除菌」は、菌やウイルスの数を減らすことです。「医薬品・医薬部外品」以外の製品に記されることが多いようです。「消毒」の語は使いませんが、実際には細菌やウイルスを無毒化できる製品もあります（一部の洗剤や漂白剤など）。

なお、「医薬品・医薬部外品」の「消毒剤」であっても、それ以外の「除菌剤」であっても、全ての菌やウイルスに効果があるわけではなく、新型コロナウイルスに有効な製品は一部であることに注意が必要です。

また、手指など人体に用いる場合は、品質・有効性・人体への安全性が確認された「医薬品・医薬部外品」（「医薬品」「医薬部外品」との表示のあるもの）を使用してください。

※1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

=====

また、どの消毒剤・除菌剤を購入する場合でも、使用方法、有効成分、濃度、使用期限などを確認し、情報が不十分な場合には使用を控えましょう。

[参考：新型コロナウイルス対策ポスター「新型コロナウイルス感染症対策 消毒や除菌効果を謳う商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。」](#)

新型コロナウイルス消毒・除菌方法一覧（それぞれ所定の濃度があります）

方法	モノ	手指	現在の市販品の薬機法上の整理
水及び石鹼による洗浄	○	○	—
熱水	○	×	—
アルコール消毒液	○	○	医薬品・医薬部外品（モノへの適用は「雑品」）
次亜塩素酸ナトリウム水溶液 （塩素系漂白剤）	○	×	「雑品」（一部、医薬品）
手指用以外の界面活性剤 （洗剤）	○	— （未評価）	「雑品」（一部、医薬品・医薬部外品）
次亜塩素酸水 （一定条件を満たすもの）	○	— （未評価）	「雑品」（一部、医薬品）
亜塩素酸水	○	— （未評価）	「雑品」（一部、医薬品）

※薬機法上の承認を有する製品が一部あり、そのような製品は手指消毒も可能。

※一部、食品添加物に該当する製品があり、食品衛生法の規制がかかる場合があります。

## 2. 手や指などのウイルス対策

### 1. 手洗い

手や指についたウイルスの対策は、洗い流すことが最も重要です。手や指に付着しているウイルスの数は、流水による15秒の手洗いだけで1/100に、石けんやハンドソープで10秒もみ洗いし、流水で15秒すすぐと1万分の1に減らせます。

手洗いの後、さらに消毒液を使用する必要はありません。

[参考：新型コロナウイルス対策ポスター「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」](#)。

### 2. アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）

手洗いがすぐにできない状況では、アルコール消毒液も有効です。

アルコールは、ウイルスの「膜」を壊すことで無毒化するものです。

また、手指など人体に用いる場合は、品質・有効性・人体への安全性が確認された「医薬品・

医薬部外品」(「医薬品」「医薬部外品」との表示のあるもの) を使用してください。

#### <使用方法>

濃度 70%以上 95%以下 (※) のエタノールを用いて、よくすりこみます。

(※) 60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えありません。

該当する高濃度エタノール製品に関する取り扱いはこちら：

[新型コロナウイルス感染症の発生に伴う食品添加物製剤たる高濃度エタノール製品の使用について](#) (令和3年5月31日)

[新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度 エタノール製品の使用について \(改定 \(その2\)\)](#) (令和3年4月22日)

#### <注意事項>

※アルコールに過敏な方は使用を控えてください。

※引火性があります。空間噴霧は絶対にやめてください。

[参考：厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A」\(“新型コロナウイルスについて”問 8 食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染することはありますか。\)](#)

### 3. モノに付着したウイルス対策

#### 1. 熱水

食器や箸などには、熱水でウイルスを死滅させることができます。

#### <使用方法>

80℃の熱水に10分間さらします。

#### <注意事項>

※やけどに注意してください。

[参考：新型コロナウイルス対策ポスター「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」](#)

#### 2. 塩素系漂白剤 (次亜塩素酸ナトリウム)

テーブル、ドアノブなどには、市販の塩素系漂白剤の主成分である「次亜塩素酸ナトリウム」が有効です。「次亜塩素酸」の酸化作用などにより、新型コロナウイルスを破壊し、無毒化するものです。

#### <使用方法>

市販の家庭用漂白剤を、次亜塩素酸ナトリウムの濃度が 0.05%になるように薄めて拭きます。その後、水拭きしましょう。